

## 豊川市公共施設等総合管理計画推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 平成26年4月に総務省から地方公共団体に対してなされた、公共施設等総合管理計画策定の要請を受け、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置の実現を図るため、豊川市公共施設等総合管理計画推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を豊川市行政経営改革推進本部設置要綱（平成7年7月3日施行）第1条に規定する豊川市行政経営改革推進本部に報告するものとする。

- (1) 公共施設等総合管理計画に関すること（インフラ系・プラント系）。
- (2) その他公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などの推進のために必要な事項に関すること。

### (構成等)

第3条 会議は、別表第1に掲げる会員をもって構成する。

2 会議に会長を置き、総務部次長をもってこれに充てる。

### (会議)

第4条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 前条の規定のほか、会長は必要に応じて別表第1に掲げる会員以外の者を招集することができる。

### (意見の聴取)

第5条 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に会員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (推進部会)

第6条 会議は、必要に応じて、豊川市公共施設等総合管理計画推進部会（以下「推進部会」という。）を置くことができるものとする。

2 推進部会の運営その他必要事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部管財契約課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

職 名
総務部次長
企画部企画政策課長
総務部財政課長
産業部農務課長
環境部環境課長
環境部清掃事業課長
建設部道路維持課主幹
建設部道路建設課長
建設部公園緑地課長
建設部一宮地区建設課長
上下水道部水道業務課長
上下水道部下水管理課長
市民病院事務局庶務課長
教育委員会スポーツ課長
教育委員会学校給食課長